

農業委員会
代表的な事務



農
地の権利移動許可

農地の売買や貸し借りは自由に行うことができず、農業委員会の許可が必要となります。現地を調査し、月に1度の農業委員会の総会で審議した上で、許可の可否を決定します。農業委員会に関する法律が昭和26年に制定されたとき以来、変わらず規定されている農業委員会の顔ともいべき業務です。



遊
休農地対策

「遊休農地」とは、過去1年以上農作物の作付けがされておらず、今後も農地の維持管理や農作物が栽培が行われる見込みがない農地のことをいいます。前ページで紹介した農地利用状況調査などで把握した遊休農地は、所有者にその意向を確認し、適正な利用につながるよう働きかけを行います。



新
規参入者の促進

農業を始めようとする人にとって、農地の確保は大きな課題の1つ。その際、地元の農地をよく知る農業委員は、候補地の選定や所有者との橋渡しなどを行う頼れる存在となっています。新規就農者が国の補助金を受ける場合、地域のサポート役の1人として農業委員を選定することが求められており、農地の確保以外にも、地域の相談役としての役割を果たしています。

9月5日朝8時、立神公民館の前に農業委員の橋本淳一さん（じゅんいち 下宮）、宮崎武士さん（たけし 立神）と農地利用最適化推進委員の橋本隆也さん（たかや 川上）が集まりました。今日はこれから年に1度の農地利用状況調査に向かいます。この調査はいわゆる農地のパトロール。担当する地区内の農地を回り、耕作されていない農地がないか確認します。

地図を見ながら場所を確認し、耕作されているのか、管理されているのか、荒廃具合はどれくらいか、再生利用できるのかなど、去年の状況とも照らし合わせ、農地の状況を判断します。「農業委員の仕事の中でこの調査が一番大変」と3人は笑いながら口を揃えます。担当する宮原北地区にある農地は、おおよそ480ヘクタール。車1台が何とか通るような山間部から平野部まで、1日かけて農地の状況を確認していきます。

こうした地域の農地を守るために活動する農業委員会の仕事をご紹介します。

地
域計画の作成

今年4月の法改正により、町はこれから10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成していきます。その素案を作成するのが、農業委員会です。地域が今後の地域農業や農地利用をどうするかを反映させるため、農業者の意向を確認しながら進めていきます。

農業の未来を見据えて

農
業委員会

農業委員会

農地が適正に利用されるための事務を担う行政委員会。農地がある市町村には原則設置されています。現在町の農業委員会は、14人の農業委員と13人の農地利用最適化推進委員で構成されています。